

感染防止策チェックリストの作成・公表が必要 です!!

令和3年11月25日よりイベントを開催する場合の取扱いが変更になりました。

- 原則、全てのイベント主催者は、感染防止への対応を記したチェックリストを作成・公表する必要があります。
- 一定の要件に該当する場合、開催2週間前までにイベント開催申出の手続きが必要です。
(詳しくは下表をご覧ください。感染レベルは県HP等で御確認をお願いします!!)

新指標	(ア)5000人超かつ 収容率50%超(大声 なし※1)のイベント	(イ)1000人以上(※2)で(ア) に該当しないイベント (ウ)ライブ演奏等を伴うイベント	左記(ア、イ、ウ)以外のすべ てのイベント
レベル0	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染防止安全計画を策定し、開催申出書とともに県に提出 ● イベント終了後1か月以内に結果報告書を県に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染防止策チェックリスト、開催申出書を県に提出するとともに自らのHP等で公表(イベント終了日から1年間保管) ● 感染防止安全計画を策定し、開催申出書とともに県に提出 	感染防止策チェックリスト を作成し、自らのHP等で公表(イベント終了日から1年間保管)
レベル1			
レベル2(1)			
レベル2(2)			
レベル3			
レベル4			

※2 警報発令時には計画の届出対象を100人以上に拡大

※1 大声・・・観客等が、(a) 通常よりも大きな声量で、(b) 反復・継続的に声を発すること

大声を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当します。

国が示す基本的対処方針に基づき、大声ありのイベントの場合、収容率50%を超えないこととされています。

■ 申出期限

イベント開催の**2週間前まで**

■ 提出(相談)先



地区	窓口	電話番号
東部	県庁くらしの安心推進課 (〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)	0857-26-7982
中部	中部総合事務所環境建築局 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2)	0858-23-3982
西部	米子保健所 生活安全課 (〒683-0054 米子市鞆町一丁目160)	0859-31-9340

■ 提出するもの

- イベント開催申出書
- 感染防止安全計画 または 感染防止策チェックリスト
一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出できます。



様式のダウンロードは鳥取県ホームページから➡

とりネット イベント開催申出

検索



▶ イベント開催における主な感染対策

以下は感染防止策チェックリストの一部です。イベント規模や県が示す指標に応じて、感染防止安全計画またはチェックリストの内容をよく確認しましょう。

ポイント①

飛沫の抑制の徹底

- ✓ 正しいマスクの着用
- ✓ 大声を控える



ポイント⑤

飲食の制限

- ✓ 飲食・酒類提供の可否を検討
- ✓ マスク会食を徹底



ポイント②

手洗い、手指・施設消毒の徹底

- ✓ 出入口、トイレ、共用部等もこまめに消毒を



ポイント⑥

出演者、スタッフ等の感染対策

- ✓ 日頃からの健康管理を徹底
- ✓ 練習や開催準備の際にも関係者間で対策を
- ✓ 有症者は出演・練習を控える

ポイント③

換気の徹底

- ✓ 換気扇は常時稼働
- ✓ 30分ごとに5分程度の換気を



ポイント⑦

参加者の把握・管理

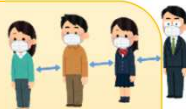
- ✓ 直行・直帰を呼びかける
- ✓ 連絡先確認や登録システム等を活用して参加者を把握



ポイント④

来場者同士の密集回避

- ✓ 入場ゲートの増設や時間差入退場を実施
- ✓ 休憩時間や待合場所でも密集回避を



とっとり新型コロナ対策
安心登録システム



各種イベントや飲食店における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）を参考に感染対策を徹底してイベントを開催しましょう。

県版ガイドラインはこちら →



▶ よくあるお問合せ

Q. HPやSNS等をしていない場合、チェックリストはどのように公表するのですか？

- A. ホームページ等の手段が全くない場合は、例えば、イベント開催当日に会場に掲示する等して公表をお願いします。

Q. 会議や研修会はイベントにあたりますか？

- A. 不特定多数の方が参加するもので、例えば公演イベント（コンサートや演劇など）、スポーツイベント（競技大会やプロスポーツ）や販売促進イベント（物販や展示会など）が対象になります。よって、参加者が予め把握できる会議や研修会、サークル活動などの場合、感染対策は必要ですが手続きは不要です。

Q. 感染防止安全計画やチェックリストを県に提出していてもHP等で公表が必要ですか？

- A. 感染防止安全計画を提出する場合、公表は必要ありません。チェックリストについては、県への提出の有無に関わらず、主催者自ら公表することが必要です。